「2017年合格目標 LEC 椛島道場 空欄を自力で穴埋めする道場」から 第49回社労士試験【選択式】国年法 空欄A及びBの出題が **論点的中しました** ■ ■



LEC教材掲載内容(抜粋)

(RU17199 p. 16)

5 保険料の免除(半額)について、仮に被保険者に扶養親族がいる場合、前年の所得額が、「 118 万円に当該扶養親族等1人につき原則として 38 万円を加算した額」以下であるときは、申請により保険料の半額が免除される。



第49回 社労士試験 問題 〔選択式〕 国年法 【空欄A及びB】

1 国民年金法第90条の2第2項第1号及び国民年金法施行令第6条の9の規定によると、申請により保険料の半額を納付することを要しないこととできる所得の基準は、被保険者、配偶者及び世帯主について、当該保険料を納付することを要しないものとすべき付の属する年の前年の所得(かっこ内〔略〕)が、 A に扶養親族等1人につき B を加算した額以下のときとされている。

なお、本間における扶養親族等は所得税法に規定 する老人控除対象配偶者若しくは老人扶養親族又は 特定扶養親族等ではないものとする。

解答

Α

6118 万円

В

→ ③38万円



※実際の教材では赤字にはなっていません。